

重要事項説明書

(健康保険法、介護保険法)

訪問看護リハビリステーション樹

0160591467

合同会社 樹

重要事項説明書

(健康保険法・介護保険法)

訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社 樹
代表者氏名	代表社員 古川 昌義
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	札幌市白石区北郷5条8丁目3番13号 TEL： 011-213-0036 FAX： 011-200-0535

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護リハビリステーション樹
介護保険指定 事業所番号	0160591467
事業所所在地	札幌市中央区南17条西9丁目2番36号
連絡先 相談担当者名	TEL：011-206-6835 FAX：011-200-0535 管理者 伯谷 美幸
事業所の通常の 事業の実施地域	札幌市全域、江別市、北広島市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	合同会社 樹が開設する訪問看護リハビリステーション(以下「ステーション」とする)で行う訪問看護は、要介護状態または要支援状態にある高齢者や、病気やけがなどにより在宅療養を必要とする者に対し、介護保険法または健康保険法による指定訪問看護事業者として適切な事業運営を行う為、人員及び管理運営に関する事項を定め、適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供をすることを目的とする。
運営の方針	1 ステーションは、対象者の心身や特性を踏まえた生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう支援する。 2 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日時：365日 9：00～18：00

(※24時間対応体制加算、緊急時訪問看護加算をお申込みの方は24時間連絡対応が可能です)

(4) 事業所の職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者	業務全般の管理・指導 請求事務、通信連絡事務	1 名（看護師兼務）
看護師	訪問看護計画及び報告書の作成 利用者・家族への説明と指導 他事業所との連携など	5 名（兼務 1 名、常勤 2 名、非常勤 2 名）
理学療法士	訪問看護計画及び報告書の作成 利用者・家族への説明と指導 他事業所との連携など	0 名（常勤 0 名）

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

訪問看護計画の作成：主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

訪問看護の提供：具体的な訪問看護の内容

- ① 病状・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等の清潔保持の介助
- ③ 褥瘡の予防対策、処置
- ④ 食事および排泄等の日常生活援助
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症の看護
- ⑧ 療養生活や介護相談
- ⑨ カテーテル等の管理

医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料について

訪問看護料金表【介護保険】

サービス内容	提供時間	単位	基本利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護	20 分未満	314 単位	3,205 円	321 円	641 円	962 円
	30 分未満	471 単位	4,808 円	481 円	962 円	1,443 円
	30 以上 1 時間未満	823 単位	8,402 円	841 円	1,681 円	2,521 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 単位	11,516 円	1,152 円	2,304 円	3,455 円
	理学療法士等の場合	294 単位	3,001 円	301 円	601 円	901 円
予防訪問看護	20 分未満	303 単位	3,093 円	310 円	619 円	928 円
	30 分未満	451 単位	4,604 円	461 円	921 円	1,382 円
	30 以上 1 時間未満	794 単位	8,106 円	811 円	1,622 円	2,432 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1090 単位	11,128 円	1,113 円	2,226 円	3,339 円
	理学療法士等の場合	284 単位	2,899 円	290 円	580 円	870 円
夜朝：夜間 18 時～22 時、早朝 6 時～8 時 25%加算						
深夜：深夜 22 時～6 時 50%加算						
※2 回目以降の緊急訪問時に適応となります。						

※1 単位の単価は 10.21 となります。

※以下の①又は②に該当する場合、1 回につき 8 単位を所定単位数から減算します。

①前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合。

②算定日が属する月の前 6 月間において、緊急時訪問看護加算、特別管理加算および看護体制強化加算のいずれも算定していない事業所において、理学療法士等が訪問看護を行う場合。

(a) 各種加算

サービス内容	単位	自己負担（1 割）	自己負担（2 割）	自己負担（3 割）
複数名訪問看護加算				
30 分未満	254 単位/回	260 円	519 円	778 円
30 分以上	402 単位/回	411 円	821 円	1,232 円
特別管理加算（Ⅰ）	500 単位/月	511 円	1,021 円	1,532 円
特別管理加算（Ⅱ）	250 単位/月	256 円	511 円	766 円
長時間訪問看護加算	300 単位/回	307 円	613 円	919 円
緊急時訪問看護加算	600 単位/月	613 円	1,226 円	1,838 円
ターミナルケア加算	2500 単位/死亡月	2,553 円	5,105 円	7,658 円
初回加算（Ⅰ）	350 単位	358 円	715 円	1,072 円
初回加算（Ⅱ）	300 単位	307 円	613 円	919 円
退院時共同指導加算	600 単位/回	613 円	1,226 円	1,838 円
看護・介護職員連携強化加算	250 単位/月	256 円	511 円	766 円

(b) 介護保険対象外の実費利用料

項目	サービス内容	料金
時間外利用料（30 分毎）	平日 9 時～17 時	【4,000 円】
	平日早朝 6 時～8 時	【5,000 円】
	平日夜間 18 時～22 時	【5,000 円】
	平日深夜 22 時～6 時	【7,000 円】

	休日 9 時～17 時	【5,000 円】
	休日早朝 6 時～8 時	【6,000 円】
	休日夜間 18 時～22 時	【6,000 円】
	休日深夜 22 時～6 時	【8,000 円】
エンゼルケア	ご希望により処置を行った場合	【10,000 円】
交通費	札幌市全域【無料】、江別市、北広島市	【1000/月】
キャンセル料	前日までの連絡	【無料】
	当日訪問前の連絡	【500 円】
	訪問後キャンセル	【1,000 円】

※ 1 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者サービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の 85/100 となります。

※ 2 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等同意に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します

※ 3 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 4 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

② 在宅自己腹膜灌^{かんりゅう}流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

④ 真皮を超える褥瘡の状態

⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

※ 5 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※ 6 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 7 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※ 8 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若し

くは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※9 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※10 急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

訪問看護料金表【医療保険】

(A)保険単位区分

後期高齢者(75歳以上)	1割、現役並み所得者の方は3割		
健康保険	国民健康保険	高齢受給者(70～74歳)	1割、現役並み所得者の方は3割
		一般(70歳未満)	3割、(6歳未満は2割)

(B).訪問看護基本療養費

明細料金			
	基本利用料	1割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ(1日1回につき)			
週3日目まで	5,550円	555円	1,665円
週4日目以降	6,550円	655円	1,965円
訪問看護基本療養費Ⅱ(1日1回につき)			
(同一建物2人まで) 週3日目まで	5,550円	555円	1,665円
週4日目以降	6,550円	655円	1,965円
(同一建物3人以上) 週3日目まで	2,780円	278円	834円
週4日目以降	3,280円	328円	984円
訪問看護基本療養費Ⅲ(在宅療養に備えた外泊時)			
入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回	8,500円	850円	2,550円
訪問看護管理療養費			
月の初回の訪問日	7,670円	767円	2,301円
2日目以降	3,000円	300円	900円

(C)精神訪問看護基本療養費

精神訪問看護基本療養費Ⅰ			
週3日目まで 30分以上	5,550円	555円	1,655円
30分未満	4,250円	425円	1,275円
週4日目以降 30分以上	6,550円	655円	1,965円
30分未満	5,100円	510円	1,530円
精神訪問看護基本療養費Ⅲ			
(同一建物2人まで) 週3日目まで 30分以上	5,550円	555円	1,665円
30分未満	4,250円	425円	1,275円
週4日目以降 30分以上	6,550円	655円	1,965円

30 分未満	5,100 円	510 円	1530 円
(同一建物 3 人以上) 週 3 日目まで 30 分以上	2,780 円	278 円	834 円
30 分未満	2,130 円	213 円	639 円
週 4 日目以降 30 分以上	3,280 円	328 円	984 円
30 分未満	2,550 円	255 円	765 円
精神訪問看護基本療養費Ⅳ (外泊時の訪問看護)	8,500 円	850 円	2,550 円
精神訪問看護管理療養費			
月の初回の訪問日	7,670 円	767 円	2,301 円
2 日目以降	3,000 円	300 円	900 円

(D)各種加算

乳幼児加算 (6 歳未満)			
厚生労働大臣が定めるものに該当する場合	1,800 円	180 円	540 円
上記以外の場合	1,300 円	130 円	390 円
早朝・夜間加算 (6 時～8 時・18 時～22 時)	2,100 円	210 円	630 円
深夜加算 (22 時～6 時)	4,200 円	420 円	1,260 円
24 時間対応体制加算 (月 1 回)	6,800 円	680 円	2,040 円
複数名訪問看護加算 保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれかと同行訪問した場合 (週 1 回)			
(同一建物 2 人まで)	4,500 円	450 円	1,350 円
(同一建物 3 人以上)	4,000 円	400 円	1,200 円
看護補助者と同行訪問した場合 (週 3 回まで。厚生労働大臣が定める疾病などの者は制限なし)			
1 日に 1 回	3,000 円	300 円	900 円
1 日に 2 回	6,000 円	600 円	1,800 円
1 日に 3 回以上	10,000 円	1,000 円	3,000 円
特別管理加算 (月に 1 回)			
・在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている。又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している。※ 4 ①	5,000 円	500 円	1,500 円
・在宅酸素指導管理や在宅人工呼吸指導管理等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者。※ 4 ②～⑤	2,500 円	250 円	750 円
退院時共同指導加算 (退院後初日に 1 回若しくは 2 回)	8,000 円	800 円	2,400 円
特別管理指導加算	2,000 円	200 円	600 円
退院支援指導加算 (退院初日に 1 回)	6,000 円	600 円	1,800 円
90 分を超えた場合	8,400 円	840 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算 (月に 1 回)	3,000 円	300 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月 2 回)	2,000 円	200 円	600 円
緊急訪問看護加算			
月 14 日目まで	2,650 円	265 円	795 円
月 15 日目以降	2,000 円	200 円	600 円
長時間訪問看護加算	5,200 円	520 円	1,560 円

難病等複数回訪問加算			
1日に2回			
(同一建物2人まで)	4,500 円	450 円	1,350 円
(同一建物3人以上)	4,000 円	400 円	1,200 円
1日に3回以上			
(同一建物2人まで)	8,000 円	800 円	2,400 円
(同一建物3人以上)	7,200 円	720 円	2,160 円

(E)医療保険適応外の実費利用料

項目	サービス内容	料金
時間外利用料（30分毎）	平日 9 時～17 時	【4,000 円】
	平日早朝 6 時～8 時	【5,000 円】
	平日夜間 18 時～22 時	【5,000 円】
	平日深夜 22 時～6 時	【7,000 円】
	休日 9 時～17 時	【5,000 円】
	休日早朝 6 時～8 時	【6,000 円】
	休日夜間 18 時～22 時	【6,000 円】
	休日深夜 22 時～6 時	【8,000 円】
エンゼルケア	ご希望により処置を行った場合	【10,000 円】
交通費	札幌市全域【無料】、江別市、北広島市【1000/月】	
キャンセル料	前日までの連絡	【無料】
	当日訪問前の連絡	【500 円】
	訪問後キャンセル	【1,000 円】

※利用者様の急変等の場合には、キャンセル料の請求は致しません。

5 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 請求方法

請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者様宛にお届けします。

② 支払い方法

指定口座からの自動振替(毎月 27 日振替)となります。口座をお持ちでない場合は請求月の 27 日までに、(ア)事業者指定口座への振り込み、(イ)現金支払い、いずれかの方法によりお支払い下さい。

③ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

④ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 カ月以上遅延、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

(1) 保険内容を確認します。住所などに変更があった場合は速やかにお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。

(3) 職員への暴言・暴力・ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

- (4) 大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。職員がペットにかまれた場合、治療費などのご相談をさせていただくことがございます。
- (5) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 責任者：伯谷 美幸
- (2) 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (7) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者・ご家族の個人情報を厳重に保護します。別紙、「個人情報の取り扱いについて」の書面を説明し、個人情報説明同意書をもって同意を得て情報を管理します。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 関係機関との連携

訪問看護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。居宅介護支援事業者及び保健医療福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

13 サービス提供の記録

訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15 訪問看護サービス内容の見積もりについて

事前にお伺いした情報に基づき作成したものです。実際のお支払いはご利用状況により変動します。この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

- (1) 訪問看護計画を作成する者

氏 名 _____

- (2) 提供予定の訪問看護の内容と利用料、利用者負担額

曜日	訪問時間帯	サービス内容	保険、公費 適用の有無	利用料	利用者 負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					

- (3) その他の費用

①交通費の有無	(有・無) サービス提供1回当り…
②キャンセル料	記載のとおりです。
お支払い額の目安	

16 サービス提供に関する相談、苦情窓口について

【事業者の窓口】	訪問看護リハビリステーション樹 電話番号：011-206-6835 FAX:011-200-0535 受付：平日9：00～18：00 担当：伯谷 美幸
【市町村（保険者）の窓口】	サービスを受けているサービス提供事業者や居宅 介護支援事業所、区役所保健福祉課の相談窓口の ほか、北海道国民健康保険団体連合会に申し出る こともできます。